

用語例

- 1 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 2 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 3 建基法とは、建築基準法（昭和25法律第201号）をいう。
- 4 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 5 防火戸とは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 6 特定防火設備である防火戸とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 7 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。
- 8 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- 9 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。
- 10 認定品とは、規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関が認定を行った消防用設備等又は、これらの部分である機械器具をいう。